

大津市営堅田霊園（メモリアルパーク堅田）

使用時における注意事項

□ 墓地管理料の納付について

毎年、5月頃に墓地管理料の納付書を送付（口座振替依頼書をご提出いただいている方を除きます）いたします。

墓地管理料を3年以上、納付されない場合は墓地使用権を取り消します。

（大津市営霊園条例第18条第1項第4号）

納付場所…滋賀銀行・みずほ銀行・関西みらい銀行・京都信用金庫・京都銀行・滋賀中央信用金庫・京都中央信用金庫・近畿産業信用組合・京滋信用組合・滋賀県民信用組合・滋賀県信用組合・近畿労働金庫・レーク滋賀農業協同組合、以上の各金融機関の本店および各支店
大津市内の各支所

※クレジットカード払いによる納付は行っておりません。

※大津市役所、コンビニエンスストア及び郵便局での納付はできません。

□ 墓石等の設置などについて

墓石または囲障設備は使用許可を受けた日から7年以内に設置してください。

7年以内に設置されない場合は墓地使用権を取り消します。

（大津市営霊園条例第18条第1項第3号）

また、墓石等の設置工事前には着工届を、完成後には完了届をご提出ください。

なお、届出書類は大津市役所戸籍住民課にございます。

□ 住所の変更について

使用者がご住所を変更された場合、住民票記載事項証明書及び墓地使用許可証とともに、住所変更届を必ずご提出ください。

提出していただいた届出書を元に台帳を作成・管理しているため、住所変更届の提出が無い場合、こちらでは使用者の方のご住所、連絡先を把握することができません。墓地管理料納付書や重要なお知らせを送付させていただくためにも必要です。

□ 承継届について

墓地の使用者の方が遠方にお引越しをされる、お体に不調がある等、管理が難しくなったとき、引き続き使用される場合は、承継される方が承継届を必ずご提出ください。

使用されずに返還される場合は、返還届を必ずご提出ください。

□ 各届出について

納骨、墓石等の設置、住所変更、使用者の変更の際は必ず届をご提出ください。

また、届出には添付書類が必要な場合もございますので、詳しくは大津市役所戸籍住民課施設管理係（０７７－５２８－２７０２）までお問い合わせください。

□ 区画の管理について

墓地の共有部分における清掃などの管理については大津市が行いますが、所有される区画内の管理責任は墓地の使用者にございます。区画内の管理は責任をもってお願いいたします。

□ 墓地使用料、墓地管理料について

使用許可後は、区画の返還をされても原則、墓地使用料・墓地管理料はお返しできかねます。

ただし、区画が未使用の状態（更地）及び墓石が建立されていない状態であり、使用者が使用許可を受けてから７年以内に区画を返還された場合、既納の使用料の半額をお返しします。

７年を経過しますと、未使用の状態（更地）であってもお返しできかねます。

使用料の還付についての専用の申請書がございますので、必ずお申出ください。

また、墓地管理料につきましては、４月１日付けでの年度計算をしておりますのでご注意ください。